

# 令和6年度就学支援金のお知らせ

## ◆収入の修正申告や税額の更正があった場合

- 就学支援金の認定結果に影響する可能性があります。修正申告等により税額の更正があった場合は、通われている高校の事務室まで御連絡ください。
- 税額の更正により「不認定から認定」に変更となる場合、市役所から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に再申請した場合に限り、遡って就学支援金の支給が受けられます。（15日を超えた場合は、遡って支給されませんのでご注意ください。）

## ◆離婚・死別、再婚等による保護者の変更があった場合

- 就学支援金の認定結果に影響する可能性があります。離婚・死別、再婚等により保護者の変更があった場合は、通われている高校の事務室まで御連絡ください。（再婚の場合、養子縁組をしていない（＝生徒の親権者でない）場合は、保護者の変更には該当しません。）

## ◆令和6年度 申請情報の誤登録について

- 令和6年度の就学支援金審査において、申請情報の誤登録を原因とする誤認定が発生しております。以下の「よくある誤りの例」をご確認いただき、お心当たりがある場合は、通われている高校の事務室までご連絡ください。

[よくある誤りの例]

- 保護者等2名のうち、1名の登録がされていなかった。
- 日本国内に住所を有していないと登録した保護者が、令和6年1月1日時点で帰国していた。（1年生 4月の申請については、令和5年1月1日時点）